

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年7月29日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成28年4月21日農林水産省告示第1082号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

| 所在が不明な者 | 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所          | 掲示場   |
|---------|-------------------------------|-------|
| 山口修司    | 駿東郡小山町上野字北山 1495 の 2、1500 の 4 | 小山町役場 |